

尾張旭市と学校法人東海学園東海学園大学との包括的連携協力に関する協定書

令和6年3月4日

尾張旭市（以下「甲」という。）と学校法人東海学園東海学園大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の知的・人的・物的資源の活用を図りながら、包括的な連携のもと、幅広い分野において協力することにより、相互の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 食と健康、福祉の充実に関すること。
- (2) 教育・スポーツの振興、生涯学習の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関すること。
- (4) 社会課題に係る調査研究に関すること。
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙双方の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持する。

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
尾張旭市

代表者 尾張旭市長

柴田 浩

乙 名古屋市天白区中平二丁目901番地  
学校法人東海学園  
東海学園大学 学長

石川 清